

つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による事故の発生及び避難路の交通障害を未然に防止することを目的として、既存のブロック塀等の所有者等が行う耐震改修工事又は除却工事に要する経費に対し、予算の範囲内において、つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、つがる市補助金等の交付に関する規則(平成17年つがる市規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 私有を除く市内の全ての道をいう。
- (2) ブロック塀等 市内に存する組積造の塀(補強コンクリートブロック造の塀を含む。)、石塀、れんが塀その他これらに類する塀及び門柱をいう。
- (3) 耐震診断 「ブロック塀の点検のチェックポイント」(平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省建築指導課長通知)を用いて、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づいて耐震技術者の設計により行われるブロック塀等の改修をいう。
- (5) 耐震技術者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の規定による建築士又は公益社団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士の資格を有する者若しくはこれと同等の資格を有する者をいう。
- (6) 耐震改修計画 耐震改修を行う計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修に係る工事であって、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行うものをいう。
- (8) 除却工事 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事(工事により生じたがれき等の処分を含む。)をいう。

(補助対象塀)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等(以下「補助対象塀」という。)は、次の各号の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 避難路の沿道に存するもの
- (2) 耐震診断の結果、不適合の項目があったもの。ただし、通学路以外の避難路の沿道に存するものにあつては、倒壊した場合において避難所へ至る道の過半が閉塞されるおそれがあるもの又は市長が必要と認めたものに限る。
- (3) ブロック塀等が接する地盤面のうち、低い側からの高さ（基礎を含む。）が 80 c m 以上であつて、かつブロック塀等が 3 段積み以上のもの
- (4) 過去に、市の補助を受けて耐震改修を行っていないもの
（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内補助対象塀を自己又は親族が所有（法人等は除く。）し、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 市税に滞納がない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者
（補助対象工事）

第 5 条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象塀の耐震改修工事又は除却工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) フェンス、門扉、生垣等の工事
- (3) 市又は国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事
- (4) 耐震改修工事の場合において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に適合しないもの
（補助対象経費及び補助金の額）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事及び除却工事に要する工事費とし、補助対象経費の合計額は、1メートル当たりの単価 8 万円に補助対象工事を行うブロック塀等の総延長（メートル単位とし、少数第 2 位未満の数値は切り捨てる。）を乗じて得た額を限度とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の実支出額の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てた額）又は 12 万円のいずれか低い額とする。

(施工業者)

第7条 補助対象工事に係る施工業者は、法人又は個人事業者であつて、建築工事関連業務を営むものとする。

- 2 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象者は、耐震改修工事等に関する契約の締結前にブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認ができる書類の写し(原本照合)
- (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 補助対象塀の所有者が申請者以外にいる場合にあつては、工事同意書(様式第3号)
- (4) 代理申請の場合にあつては、委任状(様式第4号)
- (5) 各種公的支給及び補助申請に関する申出書(様式第5号)
- (6) 固定資産税納税通知書又は固定資産税課税明細書若しくは建物登記全部事項証明書の写し等住宅の所有者等を確認できる書類
- (7) 市税に係る納税証明書
- (8) 工事見積書(内訳明細の付いたもので耐震改修に要する経費がわかるもの。)
- (9) 案内図、配置図、平面図及び耐震改修計画等工事概要がわかる図面
- (10) 耐震改修計画(耐震改修工事の場合に限る。)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合にあつては、ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、補助金を交付しないことを決定した場合にあつては、ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 規則第7条の規定による条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助対象者は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更を行う場合にあつては、ブロック塀等耐震改修促進

支援事業変更承認申請書（様式第8号）に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出してその承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にあつては、ブロック塀等耐震改修促進支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を市長に提出しその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にあつては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 規則第14条本文の規定により市長の承認を受けずに財産を処分したことにより収入があつた場合においては、市長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。

（状況報告及び実地調査）

第11条 市長は、補助対象工事の適正を期するため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第9条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）又は施工業者等に報告を求め、実地調査を行うことがある。

2 規則第11条の規定による報告は、ブロック塀等耐震改修促進支援事業遂行状況報告書（様式第10号）を提出して行うものとする。

（実績報告）

第12条 補助決定者は、補助対象工事を完了したときは、ブロック塀等耐震改修促進支援事業実績報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書又は請求書の写し
- (3) 工事写真（補助対象工事の部分又は部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの）
- (4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを工事監理者（耐震技術者に限る。）が証した書類（耐震改修工事の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 3 前項に規定する書類は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付額確定通知書(様式第12号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助決定者、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

- 3 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助決定者に指示するものとする。

(補助金の請求等)

第14条 補助金の請求は、前条第1項の通知を受けた後において、ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金請求書(様式第13号)を市長へ提出して行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に口座振替の方法により補助金を支払うものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第15条 規則第14条の規定により財産の処分の制限を受ける期間(耐震改修工事の場合に限る。)は、補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

- 2 前項に定める期間において、補助金の交付を受けたブロック塀等の管理状況の報告を求められたときは、補助決定者は、市長へ報告しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

つがる市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付申請書

年度実施するブロック塀等耐震改修促進支援事業について、補助金の交付を受けたいので、つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 (5工事費用の内容、6補助対象経費及び補助金申請額により算出した額を記入してください。)

補助対象経費	円	補助金申請額	円
--------	---	--------	---

2 補助対象塀 <添付>様式第3号：工事同意書 (補助対象塀の所有者全員のもの)

所有者 (○で囲む)	1 申請者のみ	所在地 (○で囲む)	1 申請者の住所と同じ
	2 その他 ()		2 その他 (つがる市)

※申請者と所有者又は申請者住所と塀の所在地が異なる場合は、2を丸で囲み氏名又は塀の所在地を記入してください。

3 耐震技術者・施工業者 <添付>様式第4号：委任状 (代理申請の場合)

施工業者	会社代表者	所在地
	担当者	電話 FAX

4 ブロック塀等の点検チェックリスト ※適合していない項目をチェックしてください。

安全性の確認項目	補強コンクリートブロック造の塀の場合	組積造の塀の場合
塀の高さ	<input type="checkbox"/> 塀の高さは地盤から2.2m以下か。	<input type="checkbox"/> 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
塀の厚さ	<input type="checkbox"/> 壁の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)	<input type="checkbox"/> 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上か。
控え壁	<input type="checkbox"/> 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の厚さの1/5以上突出した控え壁があるか。(塀の高さが1.2m超の場合)	<input type="checkbox"/> 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
基礎	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎があるか。	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎があるか。
塀の安全性	<input type="checkbox"/> 塀に傾き、ひび割れはないか。	<input type="checkbox"/> 塀に傾き、ひび割れはないか。
鉄筋	<input type="checkbox"/> 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。	
基礎の根入れ深さ	<input type="checkbox"/> 基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)	<input type="checkbox"/> 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

(裏面あり)

(表面から)

5 工事費用の内容：(耐震改修工事 ・ 除却工事)

※いずれかを○で囲んでください。

区 分	金額 (円) (税込)
(A) 工事費	円
(B) 設計費・工事監理費	円
(C) 補助対象外経費	円
工事費用 総計 (A) + (B) + (C)	円

6 補助対象経費及び補助金申請額

①補助対象経費 (A)+(B)

①	円
---	---

②補助金申請額

①	円	×	2/3	≒	②	000 円	、又は上限値	③上限値	円
---	---	---	-----	---	---	-------	--------	------	---

(千円未満切り捨て)

補助金申請額 (②と③のうち、低い額)

円

7 工事予定期間

工事予定期間	年 月 日 ~	年 月 日
--------	---------	-------

8 添 付 書 類

- (1) 申請者の本人確認ができる書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の写し)
- (2) 誓約書兼同意書 (様式第2号)
- (3) 工事同意書 (様式第3号) (補助対象者の所有者全員のもの)
- (4) 委任状 (様式第4号) (代理申請の場合に限る。)
- (5) 各種公的支給及び補助申請に関する申出書 (様式第5号)
- (6) 固定資産税納税通知書又は固定資産税課税明細書若しくは建物登記全部事項証明書の写し等住宅の所有者等を確認できる書類
- (7) 市税等に係る納税証明書
- (8) 工事見積書 (内訳明細の付いたもので耐震改修に要する経費がわかるもの。)
- (9) 案内図、配置図、平面図及び耐震改修計画等工事概要がわかる図面
- (10) 耐震改修計画 (耐震改修工事の場合に限る。)
- (11) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

つがる市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

誓約書兼同意書

私は、つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金を申請するにあたり、つがる市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）及びつがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業実施要綱を遵守し、下記の事項を全て満たすことを誓約するとともに、この誓約内容について必要があるときは、市が調査することに同意します。

記

- 1 補助対象工事について、他の利害関係者との間にトラブル等が生じた場合は、自身の責任で解決をする。
- 2 規則第 14 条の規定により、補助対象工事完了後の塀を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けに供さない。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者である。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（申請者） 様

所有者 住 所

氏 名

申請者との関係

工事同意書

私は、下記塀の耐震改修工事又は除却工事を行うこと及びつがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金の交付申請をすることに同意します。

記

塀の所在地	つがる市
所有者・持ち分等	
主な工事内容	耐震改修工事 ・ 除却工事 (いずれかを○で囲んでください。)

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

つがる市長

申請者 住 所

氏 名

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、下記に関する一切の権限を委任します。

代理人 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

記

〈 委任事項 〉

つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金の交付申請に関する一切
の手続き

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

つがる市長

申請者 住 所
氏 名

各種公的支給及び補助申請に関する申出書

つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付申請にあたり、各種公的支給及び補助の申請（予定）の有無について次のとおり申し出ます。

番号	公的支給や補助の区分		申請(予定)	
			有	無
1	市の補助金交付等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助名称			
	工事内容			
2	その他国県等の補助金交付等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助名称			
	工事内容			

記入方法等

- 1) 申請（予定）の有無について□のいずれかをチェックしてください。
- 2) 「有」の場合は、工事内容欄等に内容を記載してください。工事内容によっては、本申請の補助対象とならない場合があります。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

年 月 日

様

つがる市長



ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業実施要綱第 9 条の規定に基づき交付することに決定したので、下記のとおり通知します。

- 1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 _____ 円
- 3 交付の条件 (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめブロック塀等耐震改修促進支援事業変更承認申請書(様式第 8 号)を市長に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金の交付決定額に変更が生じない範囲における軽微な変更については、この限りでない。
(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめブロック塀等耐震改修促進支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第 9 号)を市長に提出して、その承認を受けること。
(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 その他補助事業者は、ブロック塀等耐震改修促進支援事業実績報告書(様式第 11 号)に必要書類を添付して、補助事業の完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに提出してください。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

様

つがる市長



ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったつがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金について審査の結果、下記の理由により交付しないことを決定したので、つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

不交付理由

（教示）

様式第 8 号 (第 10 条関係)

年 月 日

つがる市長

補助対象者 住 所

氏 名

ブロック塀等耐震改修促進支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の内容を変更したいので、つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業実施要綱第 10 条第 1 号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 変更する内容
- 4 変更する理由

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

つがる市長

補助対象者 住 所

氏 名

ブロック塀等耐震改修促進支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業実施要綱第10条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 中止（廃止）の理由
- 4 中止の期間（廃止の時期）

様式第 10 号 (第 11 条関係)

年 月 日

つがる市長

補助対象者 住 所

氏 名

ブロック塀等耐震改修促進支援事業遂行状況報告書

年 月 日付け平施第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けたつがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業の 年 月 日現在における遂行状況について、つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業実施要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の遂行状況

事業項目	補助対象事業費	事業進捗状況		摘 要
	(A)	出 来 高 (B)	進 捗 率 (B)／(A)	
合 計				

2 事業変更の見込み

事業計画の変更	あり ・ なし
補助金額の変更	あり ・ なし

様式第 11 号（第 12 条関係）

年 月 日

つがる市長 様

補助対象者 住 所

氏 名

ブロック塀等耐震改修促進支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（廃止）したので、つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業実施要綱第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 補助対象経費 _____ 円
(補助金の交付の対象となる費用)
- 4 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 添付書類 (1) 工事請負契約書の写し
(2) 工事代金領収書又は請求書の写し
(3) 工事写真(補助対象工事の部分又は部位ごとに着工前、
施工中及び完成の状況を撮影したもの)
(4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを、
工事監理者(耐震技術者に限る。)が証した書類(耐震改
修工事の場合に限る。)
(5) その他市長が必要と認める書類

様式第 12 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

つがる市長



ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付額確定通知書

標記補助金については、年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業実施要綱第 13 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額	円
2 交付確定額	円
3 財産処分の制限を受ける期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、年 月 日まで保管してください。
- 2 上記 3 に掲げる財産処分の制限を受ける期間において、補助金の交付を受けたブロック塀等の管理状況に関して報告を求めることがあります。
- 3 年 月 日までにブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金請求書（様式第 13 号）を市長へ提出してください。

様式第 13 号 (第 14 条関係)

年 月 日

つがる市長

補助対象者 住 所

氏 名

ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付額
 確定の通知を受けた下記補助金について、つがる市ブロック塀等耐震改修促進
 支援事業実施要綱第 14 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 金 額	円		
2 補助金の名称	つがる市ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金		
3 補助金の交付確定額	円		
4 振込口座	金融機関名		
	支 店 名	支店	
	口座番号等	<input type="checkbox"/> 普 通	口座番号
		<input type="checkbox"/> 当 座 <input type="checkbox"/> その他	
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		